

## 平成29年度第2回 鳥取県手話施策推進協議会 次第

日時：平成29年9月5日（火）  
午前10時～正午

場所： 県庁特別会議室（議会棟3階）

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 第1回鳥取県手話施策推進協議会での意見を踏まえた対応について
  - ・平成29年度6月補正予算関連事業について（頸肩腕障がいに係る受診体制について）
  - ・手話バッジの活用方法について
- (2) 平成30年度予算要求に向けて

4 その他

5 閉 会



平成29年度第2回 鳥取県手話施策推進協議会  
資料目次

- 1 平成29年度6月補正予算について・・・・・・・・・・P1～P2
  - ・登録手話通訳者等の頸肩腕障がいに関する健康診断への支援について  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3～P4
  - ・手話バッジの活用方法について（アンケート）・・・・P5～P10
  
- 2 平成29年度関連予算・・・・・・・・・・・・・・・・P11～P16
  
- 3 鳥取県手話施策推進計画に基づく手話施策推進状況について  
・・・・・・・・・・・・・・・・P17～P18

【別添】西部ろうあ仲間サロン会からの要望書



平成29年度6月補正予算について  
 (※第1回の協議会の議論に関連する事業)

事業名	事業内容	予算額
手話通訳者の頸肩腕症候群検診費用助成事業 (拡充)	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳者等が県外で頸肩腕症候群の検診を受けた場合に、<u>検診費及び交通費を全額補助する。</u></li> <li><u>頸肩腕症候群の専門医を県外から招聘する。</u></li> </ul>	1,806 千円 (うち324千円は当初予算計上済)
手話検定助成事業 (拡充)	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話検定を受検しやすくするため、手話検定試験を受験する場合、検定料の一部を助成する。</li> <li>企業等の従業員が受験する場合に助成する従前からの制度に加え、<u>個人に対する助成制度を創設。</u></li> </ul>	116 千円 (別途、手話学習会等補助金として1220千円を当初予算計上済)
I C Tを活用した遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービス (拡充)	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠隔手話通訳サービス等を実施する。また、ろう者向け I C T学習会を開催する。</li> <li><u>災害時の避難所における遠隔手話サービスを実施する。</u></li> </ul>	16,445 千円 (うち、遠隔手話通訳サービス等の実施、I C T学習会開催経費として15,005千円を当初予算計上済)
障がい者の居場所づくり支援事業 <u>(新規)</u>	障がい者同士の交流や障がい者と地域住民が交流するための居場所づくりに資する取組を行うための経費を助成する。	1,000 千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>補助率：1/2</li> <li>補助限度額：500 千円</li> </ul>



## 登録手話通訳者等の頸肩腕障がいに関する健康診断への支援について

県登録の手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員及び盲ろう者通訳・介助員（盲ろう者支援に当たり、実際に手話を使用する者に限る。以下「登録手話通訳者等」という。）の頸肩腕障がいを予防し、手話通訳事業等の健全な運営を確保するため、次のとおり取り組む。

### 1 県の対応方針

- ・登録手話通訳者等の頸肩腕障がいに関する問題については、これまでに鳥取県手話施策推進協議会において重ねて議論がなされ、対応が求められてきたところ。
- ・県は、登録手話通訳者等の健康管理について法的な責任まで有してはいないが、国が意思疎通支援事業に係る事業実施の参考として頸肩腕障がいに関する健康診断（以下「頸肩腕健診」という。）の実施を示していること、また複数の府県において頸肩腕健診の受診に対する支援が行われていることを踏まえ、政策的に登録手話通訳者等の頸肩腕健診の受診を支援する。
- ・現時点で県内に頸肩腕障がいに関する専門医がいないため、当面県外の専門医により頸肩腕健診を実施することとし、県内における頸肩腕健診の実施については、医療機関等と協議の上、引き続き検討を行う。

### 2 平成 29 年度の取組

#### (1) 健康管理講習会の開催

登録手話通訳者等の頸肩腕障がいや頸肩腕健診の受診に対する理解を深めるため、県外から専門医を招き講習会を開催する。

- ア 講師 頸肩腕障がいを専門とする県外医師（専門医）
- イ 日程 10月下旬頃（予定）
- ウ 場所 倉吉市内（予定）
- エ 内容 頸肩腕障がいの危険性、頸肩腕健診の受診の必要性等

#### (2) 頸肩腕健診の受診に対する支援

##### ア 一次健診

全登録手話通訳者等を対象に、上肢等の各部位における筋のこり、痛みしびれ等の自他覚症状の有無等について健康調査票（問診票）への記入を求めた上で、二次健診の要否について専門医の所見を求める。

(ア) 医師 頸肩腕障がいを専門とする県外医師（専門医）

##### (イ) 実施方法

- ①県から全登録手話通訳者等に健康調査票（問診票）を送付。
- ②登録手話通訳者等から県へ健康調査票（問診票）を提出。
- ③県において健康調査票（問診票）を取りまとめの上、専門医に送付。
- ④専門医において、二次健診の要否を判定。
- ⑤専門医から県へ一次健診の結果を送付。
- ⑥県から登録手話通訳者等へ一次健診の結果を送付。

##### (ウ) 実施時期

10月～11月（予定）

イ 二次健診

アの結果、専門医が必要と認めた者を対象に、二次健診（握力、つまみ力、タッピング等の検査及び診察）の受診を促し、当該健診を受診した者に対して、受診経費を助成（健診料金及び旅費の全額）する。

(ア) 受診先

アの専門医

(イ) 実施方法

- ① 県と専門医の間で健診実施日（複数日）を調整。
- ② 対象者へ二次健診の受診案内及び受診経費助成制度について通知し、受診日を調整。
- ③ 対象者において、二次健診を受診。
- ④ 専門医から二次健診の結果を対象者へ送付。
- ⑤ 対象者から県へ受診経費助成を申請（実績報告を兼ねる）。
- ⑥ 県から対象者へ補助金を支給。

(ウ) 実施時期

12月～2月（予定）



《参考》手話検定試験各級の目安

級	目 安
1 級	学習歴：3 年、単語数：3000 ろう者と積極的に会話をしようとする態度をもち、あらゆる場面での会話を話題にし、よどみなく会話ができる程度
準1 級	学習歴：2 年半、単語数：2200 ろう者と積極的に会話をしようとする態度をもち、社会活動の場面を話題に会話ができ、かつ一部専門的な場面での会話ができる程度
2 級	学習歴：2 年、単語数：1500 ろう者と積極的に会話をしようとする態度をもち、社会生活全般を話題に手話で平易な会話ができる程度
3 級	学習歴：2 年半、単語数：800～1000 ろう者と積極的に会話をしようとする態度をもち、日常の生活体験や身近な社会生活の体験を話題に手話で会話ができる程度
4 級	学習歴：1 年、単語数：500～600 ろう者と積極的に会話をしようとする態度をもち、家族との身近な生活や日常生活の体験を話題に手話で会話ができる程度
5 級	学習歴：6 ヶ月、単語数：200～300 ろう者との会話に興味をもち、自己紹介を話題に手話で会話ができる程度

## 手話バッジの活用方法について（アンケート）

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

鳥取県では、ろう者の方が街中などで聞こえる人とコミュニケーションを取りやすくするため、要件に該当する人に、手話でコミュニケーションを取れることが一目でわかる目印として「手話バッジ」（下記参照）を付けていただこうと考えています。

現在、どの程度手話のできる人に「手話バッジ」を付けていただくのが適切かを検討しているところです。

そこで、手話を学んでいる方や実際に手話通訳等をされている方などの御意見を検討の参考にしたいので、下記のアンケートに御協力くださいますようお願いいたします。

### 【手話バッジ】



《実物大》

あいサポートマークに“手話”を表す両手を添えたデザイン

### 【質問1】

あなたの現在の状況を教えてください。

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 手話を勉強中（講習会を修了）     | <input type="checkbox"/> 手話を勉強中（手話サークルに参加） |
| <input type="checkbox"/> 手話検定試験等合格者（手話検定 級） |  |
| <input type="checkbox"/> 登録手話通訳者・登録手話奉仕員    | <input type="checkbox"/> 手話通訳士             |
| <input type="checkbox"/> その他（               | ）  |

### 【質問2】

どういった方が「手話バッジ」を付けたらいいと思いますか？

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 手話を勉強中（講習会を受講）   | <input type="checkbox"/> 手話を勉強中（手話サークルに参加） |
| <input type="checkbox"/> 手話検定試験等合格者（ 級以上） |  |
| ※何級以上の方が適切かご記入ください。各級のレベルは次頁参照。           |  |
| <input type="checkbox"/> 登録手話通訳者・登録手話奉仕員  | <input type="checkbox"/> 手話通訳士             |
| <input type="checkbox"/> その他（             | ）  |

### 【質問3】

あなたは「手話バッジ」が付けられる対象となった場合、バッジを付けますか？

- |                              |                                   |   |
|------------------------------|-----------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 付ける | <input type="checkbox"/> 付けない（理由： | ） |
|------------------------------|-----------------------------------|---|

《質問は以上です。御協力ありがとうございました。》

### 【問合せ・回答先】

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課担当：竹ノ内

電話 0857-26-7201 ファックス 0857-26-8136

電子メール shougai Fukushi@pref.tottori.lg.jp

《参考》手話検定試験各級の目安

級	目 安
1 級	学習歴：3 年、単語数：3000 ろう者と積極的に会話をしようとする態度をもち、あらゆる場面での会話を話題にし、よどみなく会話ができる程度
準 1 級	学習歴：2 年半、単語数：2200 ろう者と積極的に会話をしようとする態度をもち、社会活動の場面を話題に会話ができ、かつ一部専門的な場面での会話ができる程度
2 級	学習歴：2 年、単語数：1500 ろう者と積極的に会話をしようとする態度をもち、社会生活全般を話題に手話で平易な会話ができる程度
3 級	学習歴：2 年半、単語数：800～1000 ろう者と積極的に会話をしようとする態度をもち、日常の生活体験や身近な社会生活の体験を話題に手話で会話ができる程度
4 級	学習歴：1 年、単語数：500～600 ろう者と積極的に会話をしようとする態度をもち、家族との身近な生活や日常生活の体験を話題に手話で会話ができる程度
5 級	学習歴：6 ヶ月、単語数：200～300 ろう者との会話に興味をもち、自己紹介を話題に手話で会話ができる程度

## 手話バッジの活用について（今後のスケジュール）

### 1 アンケートの配布

- (1) 県 ⇒ 協力団体 9月中旬
- (2) 協力団体 ⇒ アンケート協力者（ろう者、手話学習者・手話通訳者）  
10月上旬まで

### 2 アンケートの回収

- アンケート協力者 ⇒ 県障がい福祉課（FAXなど）  
11月末締切り

### 3 アンケートの集計・方針検討 12月中

### 4 方針協議（配布先）

- 第3回鳥取県手話施策推進協議会（2月を予定）で事務局案を提示し、協議会で協議し決定する。  
平成30年2月

### 5 手話バッジの配布 平成30年3月～



## 平成29年度関連予算

### 【障がい福祉課】

#### ①手話の普及

(単位:千円)

区 分	事業内容	H29年度		H28年度 当 初	H30年度 要求予定
		当初	6月補正		
ミニ手話講座 の開催	2時間/回程度の県民向け手話講座 を県内各地で開催する。	1,630	—	1,630	継続
手話学習会等 補助金	・企業等が開催する手話学習会開 催経費に係る補助金 ・手話検定試験等受験料の1/2 を助成する。	1,220	116	850	継続
手話サークル への補助	手話サークル活動を推進するた めの補助金	600	—	600	継続
手話啓発イ ベントへの補助	鳥取県聴覚障害者協会が主催する 手話啓発イベント開催経費に係る 補助金	800	—	800	継続
聴覚障がい者 福祉研修会へ の補助	聴覚障がい者福祉研修会開催経費 に係る補助金	65	—	65	継続
(H29新)中国地 区合同手話研 修への補助	中国地区合同手話研修会開催経費 に係る補助金	100	—	0	廃止 (H29 単 年事業)
合 計		4,415	116	3,945	

#### ②手話を使いやすい環境整備

(単位:千円)

区 分	事業内容	H29年度		H28年度 当 初	H30年度 要求予定
		当初	6月補正		
I C Tを活用 した遠隔手話 通訳サービ ス・電話リレ ーサービス	・遠隔手話通訳サービス及び電話 リレーサービスを実施する。ま た、I C T技術を有効に活用し、 生活に役立ててもらうため、ろ う者向けI C T学習会を開催す るとともに、手話通訳者のレベ ルアップを図るため、研修への 派遣を行う。 ・災害時の避難所における遠隔手 話通訳サービスを実施する。	15,005	1,440	14,825	継続
音声文字変換 システム	手話に慣れていない難聴者のコミ ュニケーションを支援するため、 聞こえる人の音声を変換して表 示するシステムを運用する。	869	—	869	継続
手話通訳者ト レーナー	経験の浅い手話通訳者等のサポ ートをしながら、現場での技術指 導を行うとともに、手話通訳者 等の手話表現・通訳技術向上を 行う。	6,423	—	6,352	継続
手話通訳者設 置・派遣	主催者の依頼に基づき、講演会 等に手話通訳者を派遣し、ろう 者の情報保障を行う。	31,578	—	33,607	継続
手話通訳者養 成研修等	手話通訳者養成研修、現任者研 修等を実施する。	8,609	—	7,313	継続

手話通訳者指導者養成研修への派遣	2名の手話通訳者指導者（候補）を手話通訳者指導者養成研修に派遣する。	1,226	—	1,231	継続
手話通訳者の頸肩腕症候群検診費用助成	手話通訳者等が頸肩腕症候群の検診を受けた場合に、その自己負担分を県が全額助成する。	324	1,482	324	継続
鳥取県手話施策推進協議会の経費	鳥取県手話施策推進協議会の委員報酬、旅費。	368	—	364	継続
とっどりの手話を創り、守り、伝える事業への補助	鳥取の手話を整理して記録し、地域の手話を残す取組を支援するための補助金	100	—	100	継続
聴覚障がい者相談員設置事業	3圏域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。	21,967	—	21,753	継続
合 計		86,469	2,922	86,738	

### ③手話パフォーマンス甲子園

(単位:千円)

区 分	事業内容	H29年度		H28年度 当 初	H30年度 要求予定
		当初	6月補正		
全国高校生手話パフォーマンス甲子園非常勤職員(情報発信担当)	手話パフォーマンス甲子園に関する広報・情報発信を担当する非常勤職員1名を配置する。	1,895	—	1,864	継続

### ④聴覚障がい者センター関連経費

(単位:千円)

区 分	事業内容	H29年度		H28年度 当 初	H30年度 要求予定
		当初	6月補正		
字幕入り映像の貸出事業	字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。	3,985	—	3,985	継続

### ⑤要約筆記事業

(単位:千円)

区 分	事業内容	H29年度		H28年度 当 初	H30年度 要求予定
		当初	6月補正		
要約筆記者養成研修事業	要約筆記者養成研修・要約筆記者現任研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。 (H29 新) また、同指導者養成研修受講者から他の要約筆記者指導者に対し、受講内容の伝達研修を実施する。	9,108	—	8,859	継続
要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。	7,328	—	6,411	継続
合 計		16,436	0	15,270	

⑥障がい者支援事業

(単位：千円)

区 分	事業内容	H29 年度		H28 年度 当 初	H30 年度 要求予定
		当初	6 月補正		
障がい者の居場所づくり支援事業への補助	外出する機会の少ない障がい者に対し、障がい者同士、又は地域住民と交流できる居場所の設置などの取組に支援するための補助金	—	1,000	—	継続 (拡充)

【特別支援教育課】

①ろう児が手話を学び、手話で学習していく取組を進める。

(単位：千円)

区 分	事業内容	H29 年度		H28 年度 当 初	H30 年度 要求予定
		当初	6 月補正		
聴覚障がい基礎研修会の開催	初任者・転入職員対象の研修会を開催する。	9	—	9	継続
手話講座の開催	教職員の手話技術の向上を図るため、鳥取聾学校教職員及び寄宿舍指導員対象の手話講座を開催する。	252	—	255	継続
聴覚障がい教育に関する専門研修会の開催	聴覚障がいに関する専門研修会を開催する。	230	—	232	継続
手話講座等への参加経費の助成	教職員の手話奉仕員等養成講座への参加経費を助成する。	240	—	370	継続
教職員の手話技能検定助成制度	教職員の手話検定料（補助率10/10、1回分）及び通信教育受講料（補助率1/2、上限1万円）を補助する。	1,111	—	1,153	継続
手話通訳者の派遣	校内研修会、PTA会議、職員会議等へ手話通訳者を派遣する。	1,028	—	1,182	継続
相互理解補助道具(UDトーク)の導入	鳥取聾学校・鳥取聾学校ひまわり分校・鳥取盲学校寄宿舍に、音声を変換する「UDトーク」を導入する。	0	—	162	廃止済 (H28で事業完了)
合 計		2,870	0	3,363	

②すべての児童・生徒が手話を学ぶ機会をつくる。

(単位：千円)

区 分	事業内容	H29 年度		H28 年度 当 初	H30 年度 要求予定
		当初	6 月補正		
(H29 新) 手話言語条例学習教材の作成・配布	手話言語条例の基本理念及び手話に対する理解を深めるため、手話に関するろう者の歴史をテーマとした学習教材を作成・配布する。	2,497	—	0	継続
手話普及コーディネーター・手話普及支援員の配置	ろう及び手話に関する普及活動及び学習教材の利用促進の活動を行う手話普及コーディネーター（東部・中部、西部に非常勤職員を各1名配置）及び手話普及支援員（ボランティア）を配置し、学校への派遣を行う。	10,400	—	9,679	継続
聾学校幼児児童生徒との交流学習	鳥取聾学校と交流中の4校をモデル校とし、課題を整理して今後の交流の拡大に繋げる。	200	—	200	継続
鳥取聾学校教職員による出前講座の開催	保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他各種団体への出前講座を開催する。	165	—	165	継続

手話ハンドブックの配布（新1年生分）	小学校1年生に手話ハンドブックを配布し、手話への興味関心を深める。	1,556	—	1,556	継続
指文字タペストリー作成・配布	指文字タペストリーを作成し、小学校に配布することで、指文字への興味関心を深める。	816	—	765	廃止 (H29で事業完了)
学校窓口役の研修	県内の学校において、手話普及の推進役を指名し、ろうや手話についての知識・理解を深める研修を実施する。	0	—	30	廃止済 (通知等で実施)
合計		15,634	0	12,395	



鳥取県手話施策推進計画に基づく手話施策推進状況について

計画	【実施施策】	【予定施策】	平成28年度取組実績	平成29年度取組状況
(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進				
ア 地域、職場等における手話の普及				
【実施施策】				
	・県民向けミニ手話講座の開催		・平成26年度:36回開催、484人受講 ・平成27年度:36回開催、403人受講 ・平成28年度:36回開催、221人受講 ※平成26年度から夏休み親子講座を開催(中部3回、西部3回)	親子ミニ手話講座やミニ手話講座を各圏域で開催 ・平成29年度(7月末現在):○回開催、○人受講
	・手話学習会開催事業費等補助金		平成27年度から、企業等の事業者に加えて、10人以上の手話学習グループを補助対象に追加。学校PTAや地域住民を対象とした手話学習会が開催されるなど、地域や職場で手話を学ぶ取組が拡大している。 ・平成26年度:11件申請、36回開催・延べ471人受講 ・平成27年度:16件申請、40回開催・延べ784人受講 ・平成28年度:19件申請、74回開催・延べ1,609人受講	手話学習会を開催する企業等、10人以上のグループ単位で開催する手話学習会に補助金を交付 ・平成29年度(7月末現在):12件申請(62回・延べ1,578人受講)
	・手話サークル等助成事業費補助金		鳥取県手話サークル連絡協議会に補助金を交付し、活動を支援。	鳥取県手話サークル連絡協議会に補助金を交付し、活動を支援。
	・手話パフォーマンス甲子園の開催		全国から集まった高校生チームが手話によるパフォーマンスを披露する大会を実施。幅広い世代への手話の普及につながった。 ・第1回大会:平成26年11月23日開催(鳥取市:県民ふれあい会館) 全国から41チームが応募、20チームが本大会出場。 ・第2回大会:平成27年9月22日開催(米子市公会堂) 47チームの応募があり、20チームが本大会出場。 ・第3回大会:平成28年9月25日開催(倉吉未来中心) 61チームの応募があり、20チームが本大会出場。	第4回大会 ・開催日:平成29年10月1日(日) ・場所:とりぎん文化会館 ・27都道府県から54チームの応募があり、20チームが本大会出場。
	・手話啓発イベントへの助成		鳥取県聴覚障害者協会が開催した「2016年度鳥取県手話フォーラムin とっとり」の運営費に対し助成を行った。 ・平成28年11月10日(日)、県民ふれあい会館 ・内容:講演、アトラクション(岐阜ろう劇団「いぶき」による公演等)	手話を使ったパフォーマンスを通して手話の楽しさを知り、県民に手話の魅力を発信することで手話に対する理解を広めることを目的に鳥取県手話フォーラムを開催する。 ・平成29年11月5日(日)に米子市で開催予定
イ 教育における手話の普及				
【実施施策】				
	・手話普及支援員派遣制度(手話普及コーディネーターの配置を含む)		手話普及コーディネーターが調整し、各学校へ手話普及支援員を派遣し、学校での手話学習を協力サポート ・平成26年度:136回、延べ231人派遣 ・平成27年度:239回、延べ493人派遣 ・平成28年度:234回、延べ580人派遣	手話普及コーディネーターが調整し、各学校へ手話普及支援員を派遣し、学校での手話学習を協力サポート。派遣先について私立高校を対象外に(教育・学術振興課が講師派遣を補助)、幼稚園・保育所・認定こども園を追加 ・平成29年度(7月末現在):112回、延べ228人派遣
	・手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進		平成26年度の県内全小中高校の児童生徒へハンドブックを配布。平成27年度からは小学校新1年生分のハンドブックを増版・配付 ・平成27年度:4,861冊 ・平成28年度:4,933冊	・小学校新1年生分のハンドブックを増版・配付 平成29年度:4,783冊 ・中学生・高校生向けの教材を作成・配付予定
	・聾学校との交流学習の推進		聾学校のある地域の学校との交流や在籍幼児児童生徒の居住地の学校との交流、聾学校と難聴学級との交流を実施	聾学校のある地域の学校との交流や在籍幼児児童生徒の居住地の学校との交流、聾学校と難聴学級との交流を実施
	・学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定		全小・中・高等学校において窓口役を指名(各学校長が指名)	全小・中・高等学校において窓口役を指名(各学校長が指名)
ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信				
【実施施策】				
	・行政職員向け手話講座の開催		鳥取県職員人材開発センターにより、県・市町村職員向けの手話講座を開催。 ・入門編:6~9月 東中西 各12回 ・受講実績 東部:受講者9名、修了者3名 中部:受講者5名、修了者4名 西部:受講者2名、修了者2名	鳥取県職員人材開発センターにより、県・市町村職員向けの手話講座を開催。 ・入門編(ステップ1):7~9月 東中西 各9回 受講者数 東部:22名 中部:7名 西部:7名 ・入門編(ステップ2):11~2月 東中西 各11回
	・知事定例記者会見・議会中継等での手話通訳者配置		知事定例記者会見、議会中継等に手話通訳者を配置し、県政情報発信の情報保障を行っている。	知事定例記者会見、議会中継等に手話通訳者を配置し、県政情報発信の情報保障を行っている。
	・[再掲]手話学習会開催事業費等補助金		[再掲] 平成27年度から、企業等の事業者に加えて、10人以上の手話学習グループを補助対象に追加。学校PTAや地域住民を対象とした手話学習会が開催されるなど、地域や職場で手話を学ぶ取組が拡大している。 ・平成26年度:11件申請、36回開催・延べ471人受講 ・平成27年度:16件申請、40回開催・延べ784人受講 ・平成28年度:19件申請、74回開催・延べ1,609人受講	[再掲] 手話学習会を開催する企業等、10人以上のグループ単位で開催する手話学習会に補助金を交付 ・平成29年度(7月末現在) 12件申請(62回・延べ1,578人受講)

## (2) 手話を使いやすい環境整備

ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実		
【実施施策】		
・手話通訳者養成研修・派遣事業	○手話通訳者養成研修修了者数(受講者数) ・平成26年度修了者数:通訳Ⅰ 15名(18名)、通訳Ⅱ 10名(11名) ・平成27年度修了者数:通訳Ⅰ 13名(17名)、通訳Ⅱ 12名(13名) ・平成28年度修了者数:通訳Ⅰ 8名(13名)、通訳Ⅱ 9名(14名) ○手話通訳者等派遣件数 ・平成25年度 693件(1,235人) ・平成26年度 1,112件(1,813人) ・平成27年度 1,031件(1,655人) ・平成28年度 1,048件(1,673人)	○手話通訳養成研修の開催 平成29年度受講者数 ・通訳Ⅰ:東部 ○名、西部 ○名 ・通訳Ⅱ:東部 ○名、西部 ○名 ・通訳Ⅲ:中部 ○名 ○手話通訳者等派遣件数 ・平成29年度(7月末現在) ○件
・手話通訳者トレーナーの配置	手話通訳者トレーナー稼働件数 ・平成26年度 61件 ・平成27年度 106件 ・平成28年度 120件	手話通訳者の通訳現場等にトレーナーを派遣し、手話通訳者の業務相談、助言、援助を行い、手話通訳技術の向上を図る。
イ 聴覚障がい者相談事業の充実		
【実施施策】		
・聴覚障がい者相談員	鳥取県聴覚障がい者センターにおける相談実績 ・平成25年度 2,409件(東部546件、中西部1,863件) ・平成26年度 2,380件(東部570件、中部860件、西部950件) ・平成27年度 2,656件(東部942件、中部872件、西部842件) ・平成28年度 2,640件(東部837件、中部877件、西部926件)	東中西の各圏域(センター)に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者等の相談・指導を行う。 相談実績 ・平成29年度(7月末現在) ○件(東部○件、中部○件、西部○件)
【予定施策】		
・手話学習者等による見守り手話ボランティア	未実施。今後検討。	今後検討。
ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進		
【実施施策】		
・鳥取聾学校地域支援部の充実	幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他各種団体からの要請に応じて研修会開催等の支援を実施	幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他各種団体からの要請に応じて研修会開催等の支援を実施
・手話検定等受験料助成制度	教職員の手話検定料及び通信教育受講料の補助 ・平成27年度 聾学校教職員の受験者数 54人 聾学校以外の教職員 12人 ・平成28年度 聾学校教職員の受験者数 59人 聾学校以外の教職員 14人	教職員の手話検定料及び通信教育受講料の補助 ・平成29年度 聾学校教職員の受験予定者数 56人
・教職員の聴覚障がい理解と手話技術の向上	・教職員手話研修会を実施(月1回程度) ・初任者・転入職員対象の聴覚障がい基礎研修会の開催 平成26年度:本校8回、分校5回 平成27年度:本校6回、分校5回 平成28年度:本校6回、分校4回 ・聾学校において聴覚障がいに関する専門研修会の開催 平成26年度:本校・分校各1回 平成27年度:本校・分校各1回 平成28年度:本校・分校各1回	・教職員手話研修会を実施(月1回程度) ・初任者・転入職員対象の聴覚障がい基礎研修会の開催 平成29年度(7月末現在):本校6回、分校4回 ・聾学校において聴覚障がいに関する専門研修会の開催 平成29年度(7月末現在):分校1回
エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出		
【実施施策】		
・遠隔手話通訳サービス(+代理電話支援サービス)	平成25年度から実施している遠隔手話通訳サービスに加え、平成27年度から電話リレーサービス(代理電話)を開始。電話リレーサービスの利用が多く、難聴者・中途失聴者からも利用申込みがある。 ・遠隔手話通訳サービス利用件数 平成25年12月～平成29年3月 356件 ・電話リレーサービス利用件数 平成27年4月～平成29年3月 1,044件	鳥取県聴覚障害者協会及び民間事業者に委託し、遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービスを実施する。 ・遠隔手話通訳サービス利用件数 平成29年度(7月末現在) ○件 ・電話リレーサービス利用件数 平成29年度(7月末現在) ○件
・ろう者向けICT学習会	・遠隔手話通訳・電話リレーサービスの使用方法について学習会を開催し、利用促進を図った。 東部:平成28年12月25日 参加者11名 中部:平成28年12月17日 参加者14名 西部:平成28年12月11日 参加者14名 ・災害時等での情報獲得の重要性、タブレット等の活用について講習会を開催した。 平成29年1月26日 参加者26名	ろう者等を対象としてICT(情報通信技術)の活用方法等に関する学習会等を開催する。
【予定施策】		
・[再掲]手話学習者等による見守り手話ボランティア	[再掲]未実施。今後検討。	[再掲]今後検討。
オ ろう者が働きやすい環境づくり		
【実施施策】		
・聴覚障がい者就労支援事業	聴覚障がい者が就職活動で面談等を行う場合に、要請に応じて手話通訳者を派遣。 ・平成26年12月～平成27年3月 5件(内容:職場見学、面談) ・平成27年度 15件(内容:職場見学、面談) ・平成28年度 20件(内容:職場見学、面談) ※「手話通訳者養成研修・派遣事業」の手話通訳者派遣件数には含まない。	聴覚障がい者が就職活動で面談等を行う場合に、要請に応じて手話通訳者を派遣する。 ・平成29年度(7月末現在) 5件(内容:職場見学、面談)
カ とつとりの手話の文化的発展		
【実施施策】		
・とつとりの手話を創り、守り、伝える事業補助金	とつとりの手話の創出・普及、昔の地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話の文化的発展に資する取組に対して補助金を交付。 ・高齢ろう者の手話を動画に記録 ・平成28年11月6日に開催された「鳥取県手話フォーラムinとつとり」において成果発表が行われ、新たな手話表現等が紹介された。	とつとりの手話の創出・普及、昔の地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話の文化的発展に資する取組に対して補助金を交付。 ・高齢ろう者の手話を動画に記録 ・11/5に開催予定の「鳥取県手話フォーラム」において成果を発表予定。

平成29年8月31日

鳥取県手話施策推進協議会  
会長 石橋 大吾 様

西部ろうあ仲間サロン会  
代表 森田 忠正



西部ろうあ仲間サロン会における手話の普及及び  
ろう者に対する理解促進の取り組みの実施について（要望）

平成25年に制定された、鳥取県手話言語条例（以下「条例」）第8条第1項に基づき、「手話を使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定められた、鳥取県手話施策推進計画をさらに具現化するための一助として、当団体の活動に対しご支援を賜りますようお願い申し上げます。

サロン会が要望させていただきたい内容は下記のとおりです。要望内容は、手話施策推進計画の手話施策推進方針（1）手話の普及、ろう者に対する理解促進に共鳴するものであります。

なお、以下の要望につきましては、7月27日付けで鳥取県知事に対しましても提出させていただいておりますことをご承知おきください。

**見守り手話ボランティア事業実施について**

この取り組みが、手話施策推進計画により明文化されることは、まさに鳥取県手話言語条例が聴覚障がい者の暮らしに寄り添った内容であるものだと強く支持しているところですが、計画策定後いまだ未実施ということが残念でなりません。現在、当会としても新たな課題解決に向け、同事業名で取り組みを始めております。本来であれば全県で早急に取り組むべき事業であると認識しておりますが、まずは実施している当会の事業を支援していただくことで内容を吟味していただき、将来的に全県の事業に拡大していかれる方向を求めます。この事業につきましては、当事者の福祉のみならず、支援者の育成にもつながる非常に価値のある事業だと理解しております。

事業の詳細につきましては、別添事業計画を参照いただきますようお願いいたします。

**難聴者支援事業について**

鳥取県手話言語条例での手話をとりまく対象者は、「ろう者」および「ろう者以外」と整理されており、「ろう者以外」に含まれる難聴者への施策はまだ進んでおりません。

難聴者は障がいの状態も非常に幅が広く、身体障害者手帳交付の対象外の方も多くおられます。平成27年度に策定された「新オレンジプラン」にも、認知症の危険因子として難聴があげられているほど、聴覚障がいは深刻な問題をはらんでいます。

昨年度、サロン会では、鳥取県社会福祉協議会によるボランティア・市民活動助成事業の支援を受け、難聴者向け「手話を楽しむ会」を開催したところ、非常に好評で、継続を切望する声が届いております。継続的に同企画を行うことで、難聴者の実態を把握することができるとともに、難聴者のよりどころとしてもサロン会が貢献できる計画を推進して参ります。サロン会をスタートさせてから、地域の難聴者から相談が届くようになりました。ぜひ、この計画にご支援いただきますようお願い申し上げます。なお、この取り組みを実施するに当たっては、難聴者当事者はもとより要約筆記の会等との協働で行います。

**活動経費の協議については、当会との十分な協議を求めます**

当会としては、平成27年度から県との協議を重ねておりますが、十分にご理解をいただく機会が確保できませんでした。聴覚障がい者福祉の更なる向上に向け、十分な協議ができますようご配慮いただきたく存じます。



## 平成29年度見守り手話ボランティア事業実施計画

### ■目的■

現在、西部ろうあ仲間サロン会で実施しているところの聴覚障がい者サロン事業に参加ができない聴覚障がい者を主な対象者として定期的に自宅等に訪問することにより、外出の機会のない聴覚障がい者へのコミュニケーション保障を行うことで、心理面でのサポート及び認知面やADL低下の予防を図る。

継続的な取り組みを行うことで、聴覚障がい者のQOLの向上に資することを目的とする。

### ■事業化の経緯■

社会での高齢化の問題は、聴覚障がい者も同様であるにもかかわらず、聴覚障がい者は、情報収集や情報発信などにおいて困難な状況が改善されていないのが現状である。このため、孤立化、引きこもり、病気の重篤化、孤独死などの危険性が高くなり、生きがいを失い、老人性うつ病にもなり易い状況にある。平成27年度に策定された「新オレンジプラン」にも、認知症の危険因子として難聴があげられているほど、聴覚障がいは深刻な問題をはらんでいると言える。そのような問題を解消または軽減するための社会資源が鳥取県西部では十分整っているとは言えない。このような問題に対応すべく、西部ろうあ仲間サロン会として平成28年4月より聴覚障がい者サロン事業（平成29年度より西部圏域聴覚障がい者生活支援事業に改称）を開始し、月2回利用者主体の取り組みを行っている。ところが、身体的な事情や家庭の事情により、利用したいと希望してもその願いが叶わない聴覚障がい者の存在がわかり、当会としては上記目的を果たすために、見守り手話ボランティア事業を計画した。

西部圏域聴覚障がい者生活支援事業は、高齢聴覚障がい者向けの社会資源がない中、必要性を強く感じ実施したものの、そのステージにも上がれない人々への福祉が取り残されていると言う大きな課題に直面している。

### ■期待される効果■

対象者のほとんどは高齢聴覚障がい者であることから、外出の機会のない聴覚障がい者へのコミュニケーション保障を行うことで、心理面でのサポート及び認知面やADL低下の予防が期待できる。継続的な取り組みを行うことで、聴覚障がい者のQOLの向上にもつながると考える。また、訪問することで同居している家族とのコミュニケーションを図りながら、当会実施の西部圏域聴覚障がい者生活支援事業への参加意欲を促すことも可能となる。

鳥取県手話施策推進計画においても「手話を使う環境整備」として提案されている事業（手話学習者等による見守り手話ボランティア・未実施）との整合性もあることから、手話言語条例制定によるろう者の生活環境整備の具現化にもつながると考えている。今回の形を西部圏域で実施することで、将来的には他圏域への波及もねらえると考えている。

### ■実施主体■

西部ろうあ仲間サロン会

### ■対象者■

原則として鳥取県西部圏域在住の聴覚障がい者

### ■実施回数■

利用者一人あたり週1～2回の訪問（利用者のニーズや状況に応じて訪問回数は調整する）

### ■支援者■

西部ろうあ仲間サロン会として適任者を委嘱する。

※手話での会話が可能な者

※原則支援者はろう者ときこえる者で構成。きこえる者の選定はろう者主体で行う。

※支援員については、当会実施の研修会の受講を必須とし、傾聴ボランティア養成講座や対人援助技術研修への参加も促す。

### ■実施場所■

利用者自宅、障害者福祉施設、高齢者施設、病院等

### ■実施内容■

傾聴ボランティアとして活動し、具体的な問題解決には介入しない。

しかし、取り組みの中で特別な支援が必要と判断した場合は、本人または家族に対し、聴覚障がい者センターの聴覚障がい者相談員について紹介する。また、生活実態の把握が進む中で問題があると判断した場合は、問題の早期解決のため、行政担当者や聴覚障がい者相談員との連携を図る場合も想定しておく必要がある。

### ■その他■

支援員は常に利用者の福祉を考え行動することを求めることから、情報の共有に努める。  
本事業にかかる個人情報の保護を厳守する。

難聴者向け「手話を楽しむ会」開催要項(案)

■目的

難聴者またはその家族に対し、手話を含めたさまざまなコミュニケーションを楽しみながらとってもらうことで、難聴者の社会参加拡大を図ることを目的とする。

■実施主体 西部ろうあ仲間サロン会（県社協ボランティア・市民活動助成事業）

■協力 要約筆記の会「虹」

■受講内容

①日常会話程度の手話学習 ②聞こえについての相談会 ③情報支援制度及び情報機器の活用方法についての学習

（実技の習得にこだわらず、コミュニケーションを取ることに重点を置きます。）

■日程等（内容は昼夜同じものです）

昼の部

月日（毎月第1・3水曜日）	会場	日時	定員
9月 21日	西部ろうあ仲間サロン会 （米子市両三柳 4571-10）	13：30 ～15：00	10名
10月 5日・19日			
11月 2日・16日			
12月 7日・21日			
1月 4日・18日			
2月 1日・15日			

夜の部

月日（毎月第2・4火曜日）	会場（予定）	日時	定員
9月 27日	米子市福祉保健総合センター ふれあいの里 （米子市錦町 139-3）	19：00 ～20：30	20名
10月 11日・25日			
11月 8日・22日			
12月 13日・27日			
1月 10日・24日			
2月 14日・28日			

■対象者 難聴者またはその家族（身体障害者手帳の有無は問いません）

■受講料 1,000円

■受講申込方法及び申込期限 希望者多数の場合は抽選を行います。ご了承ください。  
裏面の申込書にご記入いただき、9月12日（月）までに郵送またはFAXをしてください。

■受講申し込み先・問い合わせ先

〒683-0853 米子市両三柳 4571-10 西部ろうあ仲間サロン会  
TEL：090-5702-1356（和田） FAX：0859-57-4137



## 第2回鳥取県手話施策推進協議会（追加資料）

平成29年9月5日

特別支援教育課

### 手話普及支援員について

手話普及支援員の登録者数及び派遣数等については以下の表のとおりである。登録者数は転居や新規登録等により変動している。依頼のあった学校の校区、手話普及支援員の予定、依頼内容等によって、派遣状況に差がある。

	登録者数	派遣あり	派遣なし	派遣延べ人数	一人あたりの平均派遣数
平成26年度 (3月6日現在)	91人	— (72人)	— (19人)	231人	— (3.2回)
平成27年度	84人	69人	15人	493人	7.1回
平成28年度	89人	65人	24人	580人	8.9回
平成29年度7月末現在	88人	47人	41人	228人	4.9回

平均派遣数は、小数点第2位を四捨五入



## 『手話普及支援員について』

平成26年 6月13日  
 平成27年 3月16日(追記・修正)  
 平成28年 2月22日(追記・修正)  
 平成28年12月12日(追記・修正)

特別支援教育課

## 【手話で学ぶ教育環境整備事業】

鳥取県手話言語条例制定後、教育面における手話に関する環境整備を行っている。

- ・手話関連図書の県内全学校への配布(H25年度)
- ・手話ハンドブック(入門編)を県内全学校児童・生徒・教職員に配布(H26年2月)
- ・手話ハンドブック(活用編)を県内全学校児童・生徒・教職員に配布(H26年7月)
- ・手話クリアファイル(鳥取県の地名)を県内全学校児童・生徒・教職員に配布(H27年2月)
- ・手話学習事例を特別支援教育課ホームページで公開(H29年3月末予定)

(参考)

平成26年11月23日 第1回全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催(鳥取市)  
 平成27年9月22日 第2回全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催(米子市)  
 平成28年9月25日 第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催(倉吉市)

## 【手話普及コーディネーター2名を配置(H26年4月から)】

鳥取聾学校 田村仁志氏・・・東部、中部担当

鳥取聾学校ひまわり分校 浦木幹子氏・・・西部担当

〈手話普及コーディネーターの業務〉

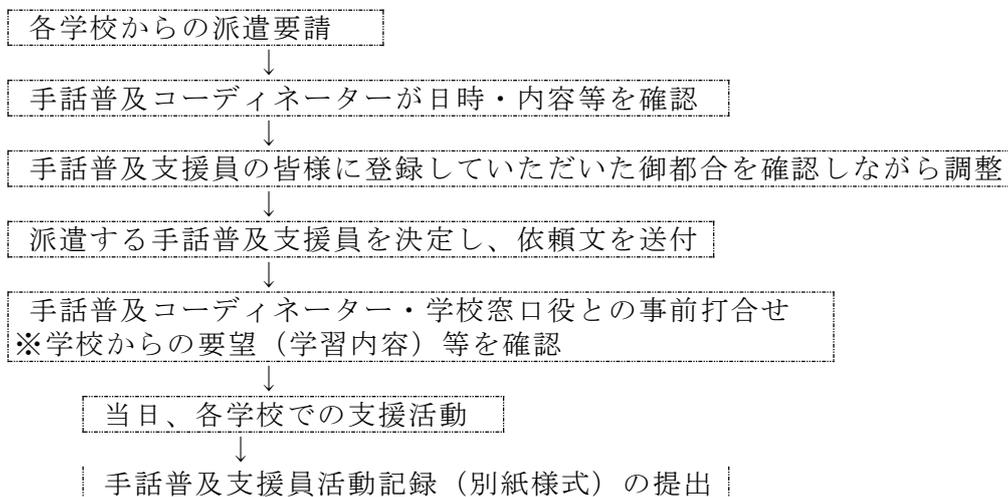
- ・県内各学校窓口役と調整し、手話普及支援員を派遣する。
- ・手話普及支援員派遣事業の活用推進を行う。
- ・手話に関する情報発信を行う。(学習場面等)
- ・手話学習教材の開発や普及啓発を行う。

## 【手話普及支援員の役割】

県内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校からの派遣要請に応じて、各学校での手話普及活動を行う。

- ・85名(内、ろう者21名)の方が登録(H28年9月末現在)
- ・現在の登録状況から1人あたり6回程度の派遣を想定しているが、日程調整(曜日、時間帯、派遣地域等)を行う関係で、登録いただいたすべての方が派遣されるものではない。
- ・派遣人数については、各学校の学習ニーズ(学習グループ等)に応じて検討する。

## 【手話普及支援員派遣までの主な流れ】(別紙参照)



## 【業務内容】

- 学習支援・・・学習場面において手話に関する学習を補助  
手話教材（手話ハンドブック（入門編）等）を活用した手話の普及
- ろう者との交流・・・ろう者とのふれあいの場を提供
- クラブ活動、部活動支援・・・手話クラブ、手話部活動での支援
- 学校行事・・・学習発表会、文化祭への支援 等
- 聴覚障がいについての理解推進
  - ・ろう者の文化や手話についての話
  - ・手話言語の特徴等についての話
  - ・ろう者の困り感等についての話

※基本的には、手話ハンドブック（入門編）及び（活用編）に載せている表現を使用すること。

※活動後、手話普及支援員活動記録に、感想等を記載し、1週間以内に手話普及コーディネーターへ提出すること。

## 【派遣先】

県内の各小学校・中学校・高等学校および特別支援学校（234校）

- ・東部在住の方・・・東部
- ・中部在住の方・・・中部
- ・西部在住の方・・・西部

※基本的には上記の3圏域での派遣を考えているが、日程調整等により圏域を越えての派遣になる場合もある。

## 【業務時間等】

- ・基本的には、子どもたちが学校にいる時間帯
- ・1派遣につき、2時間程度
  - 手話普及コーディネーターとの事前打合せ（1時間程度）
  - 学校での支援活動（1時間程度）

※事前打合せは、電話やファクシミリ、派遣学校等での打合せを考えているが、派遣決定時に相談させていただく。（可能な範囲で、手話普及支援員、学校窓口役、手話普及コーディネーターの3者での打合せの場を設定する。）

## 【勤務条件】

- 謝金・交通費について
- ・1回の派遣につき、3,000円（所得税引後2,694円）  
※事前打ち合わせの旅費、当日の旅費、謝金を含んだ金額である。  
※ボランティア保険等には加入しない。

## 【情報保障】

- ・ろう者の方を派遣する場合、聴者の手話普及支援員をペアで派遣する。その場合、手話通訳・読み取り通訳の役割も担う。ただし、通訳が可能な手話普及支援員を派遣することが困難な場合は、鳥取県聴覚障害者協会と連携し手話通訳者を派遣する。

## 【その他】

- ・手話普及支援員の支援技能の向上を図るため、可能な限りお互いの支援場面を参観する。
- ・年間支払額が、5万円以上の方には翌年1月までに支払い調書を送付します。5万円未満の方で支払い調書が必要な場合は鳥取聾学校へ連絡する。